

令和 7 年度

第五葛西小学校いじめ防止基本方針

1. 定義及び基本方針

児童に対して、当該児童等が在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをさす。(いじめ防止対策推進法より)

この定義を受け、いじめ防止のための本校の基本的な姿勢として、下記の 5 点をあげて取り組む。

- (1)「いじめをしない、させない、許さない」という強い共通認識をもつ。
- (2)児童一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。
- (3)いじめを絶対に許さない、認めないという、教職員の意識を高める。
- (4)いじめの早期発見のために様々な手段を構築し、早期解決のために適切で毅然とした指導を行う。
- (5)保護者、地域、関係諸機関との連携を深め、いじめ問題に対処する。

2. 未然防止、防止のための取組

いじめ防止に資するためには、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を培うことであり、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に向けて全校を挙げ、取り組む。また、すべての教育活動を通じて、児童に達成感、成就感を味わわせ、児童に自己有用感をもたせるようすることとする。

一方、保護者、地域にたいしては、いじめに関する情報の共有と発見、解消に向けての連携に努める。具体的取組は以下のとおりとする。

(1) 児童に対して

- ・児童が自己有用感を高め、学級の一員としての自覚をもてる学級経営を行う。
- ・学習において、一人一人が「分かる楽しさ」「達成感」「成就感」をもてる授業構成を心掛ける。
- ・いじめを絶対に許さないという強い共通認識をもてるよう、全教育活動において指導する。
- ・児童がいじめについて深く考え、絶対に許されないことを自覚できるようにするために、道徳部主導のもと、年 3 回各学級において道徳の授業を行う。
- ・いじめの傍観者も、加害者と等しいことを伝え、いじめを見たらやめさせる。先生や他の友達に伝えるなど、適した行動がとれるよう指導する。

(2) 教職員

- ・いじめの問題を常に意識し、「絶対に許される行為ではない」ことを児童に示す。
- ・児童の自己有用感、学級での帰属意識、自尊感情が高まるような学級経営、授業組立に努める。
- ・思いやりの心、命のかけがえのなさを育む道徳教育の充実を図る。
- ・児童への不適切な言葉の使用をさけたり、精神的な傷を与えたりするような指導を避ける校内 OJT を推進し、生活指導部主導のもと年 3 回の校内研修を行い、人権意識の向上に努める。
- ・児童・保護者からの声には真摯な態度で耳を傾ける。
- ・教師間でも情報交換を行い、一人で問題を抱え込むことなく組織として機能できるようにする。

(3) 学校として

- ・全教育活動を通して、いじめをしない、させない、許さないという雰囲気を作る。
- ・年3回いじめ防止週間を設け、アンケート、職員研修、各学級で年3回「いじめ防止教育プログラム」に即した授業（道徳時間）での授業を行う。6月・11月・2月
- ・毎週月曜日に全教職員による情報交換会を開き、児童の実態把握に努める。
- ・校長は、全校朝会等でいじめに関する訓話を行い、学校としての基本姿勢を児童に示す。
- ・スクールカウンセラーの役割を周知し、相談しやすい雰囲気を作る。
- ・本校常設の特別支援教室（けやき）の教職員と情報交換を行い、連携を深める。相互に指導法の知識やアドバイスをし、教職員全体の指導力を高める。

(4) 保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談し、互いに協力して指導することの大切さを伝える。
- ・各種たよりにて、いじめ問題についての情報の発信をする。

3. 早期発見、早期解決のための取組

- ・いじめ発見チェックシートや **L-gate** などの各種アンケート、スクールカウンセラーによる面接（5学年児童は全員）、教職員による情報交換会を実施することで、子供の日常生活をよく把握し、いじめの芽を素早く察知する。
- ・個人面談を適宜行い、児童及び保護者からの情報を確実に受信する。
- ・学校いじめ対策委員会を核とした情報収集、交換を行う。また、教職員のいじめ対応の役割分担を明確化した、組織として対応できるようにする。
- ・被害児童の安全確保とスクールカウンセラーによるケアに重点を置く。また、加害児童には、いじめ対策委員会を中心とした組織的・継続的な観察と指導を行う。
- ・状況に応じては、所轄教育委員会や児童相談所、警察署と連携・協力し早期解決に努める。➡いじめを理由にした欠席が5日間連続した場合は教育委員会へ

4. 校内組織

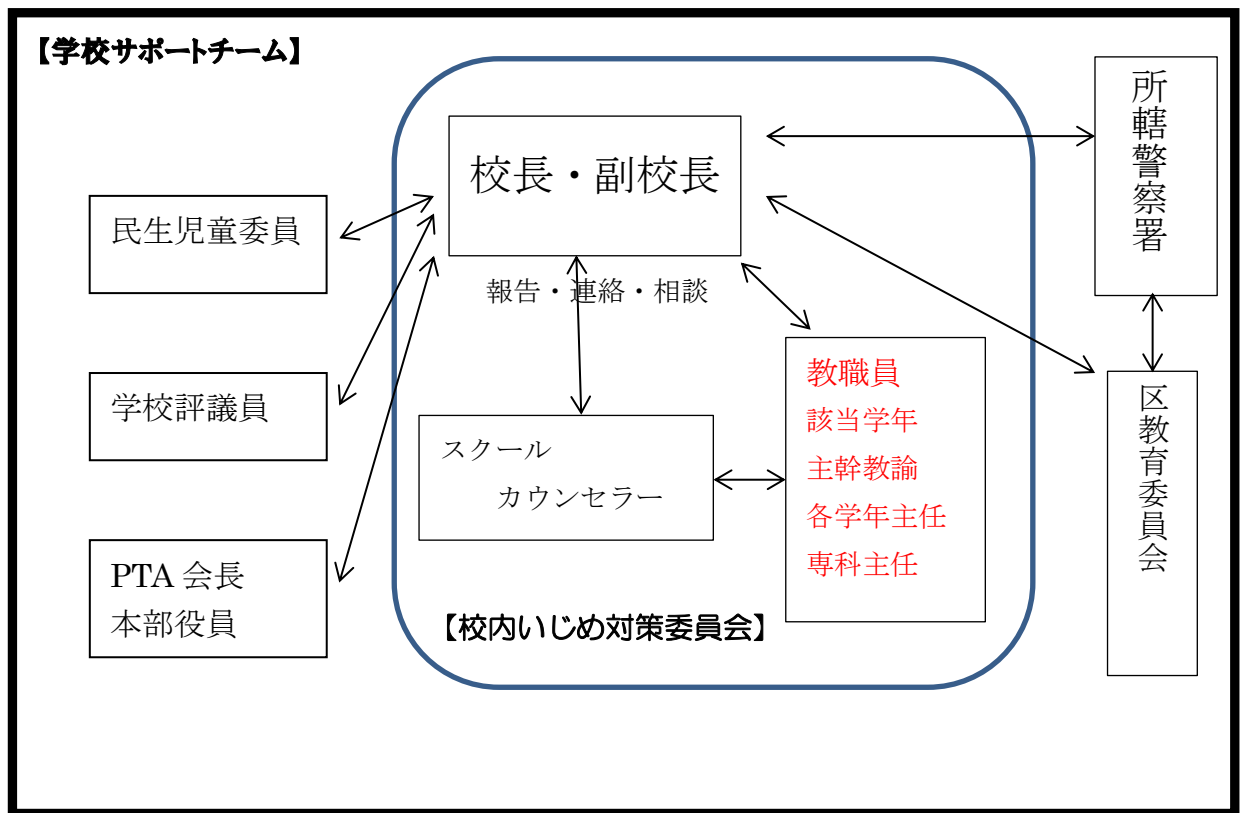
・いじめ対策委員会

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、該当学年の主任・担任、養護教諭、各学年主任、専科主任から構成する。情報交換会を設定し、児童についての情報の共有を行う。必要に応じてスクールカウンセラーも参加する。

・学校サポートチーム

学校評議員、PTA 会長・役員、民生児童委員、スクールカウンセラー、校長、副校長、主幹教諭により、学校がいじめ対策委員会のいじめ防止に関する措置を支援するために、必要に応じて開催し、区教育委員会、所轄警察署とも連携を図る。

・組織図



いじめ防止の取り組みについて

1. 方針

- ① 年3回のいじめアンケートの実施し、結果を教職員で共有し、記録する。
- ② いじめ総合対策(第2次)に基づき、いじめに関する授業を各学級で年3回行う。
- ③ いじめがあった場合の適切な対応を行う。
- ④ 学校と関係諸機関との連携をとる。

2. 具体的な取り組み

- ・年3回のいじめ防止週間に、生活アンケート、いじめに関する授業を実施し、結果を共有ホルダー(生活アンケート集計)に入力する。

※できるだけ学年で時間を揃え、アンケート(五葛西小生活アンケート)実施
道徳、学活などの授業でいじめの事例を取り上げる。



- ・いじめ防止週間の翌週までに結果を学年で共有する。担任は、クラス全員の児童に面接・聞き取りを行う。特に、「アンケートでいじめを受けたり、見たりしたことがある。」と答えた児童への面接・聞き取りは丁寧に行う。



生活指導部で検討



管理職に報告 (問題があれば直ちに)



学校いじめ対策委員会で対応策を検討・実施(必要に応じて直ちに)

※学年やクラスに関わることなら次の保護者会で対応



いじめの事案についての情報を共有ホルダーに保存

3. 年間スケジュール

<いじめ防止週間>

1 学期 6 月

2 学期 1 1 月

3 学期 1 月